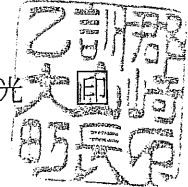


様

大山崎町長 前川 光



給食サービス事業利用決定(却下)通知書

令和2年8月27日付けで申請のありました給食サービス事業の利用については、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 利用の決定

利用者氏名	[Redacted]							
利用開始日	令和2年8月27日(木)から							
事業者名	[Redacted] 弁当							
給食の日程	曜日	日	月	火	水	木	金	土
	昼食							
	夕食	○	○	○	○	○	○	○
サービスの休業日	事業者の規定による							
—留意事項— (1) 食中毒を防ぐため、受け取った給食は、2時間以内に食し、食べ残したものについては、責任をもって処分すること。また、ごはん及びおかずを別の容器に移し替えないこと。 (2) 給食がいらなときは、事前に事業者に知らせること。 (3) 決定内容に変更がある場合(曜日の変更、利用の中止等)は、事前に町に届け出るとともに、事業者に知らせること。								

2 利用の却下

却下の理由	
-------	--

2020年9月27日

大山崎町
町長 前川 光 様

〒617-0824 京都府長岡京市天神4丁目7-12

有限会社おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部
有田 和生

拝啓、秋冷の候、皆様ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。このたびは格別のお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

この間、前川様にお伝えしていましたが「大山崎町の高齢者配食事業」の判断について本日申請者のご家族より決定通知をお示し頂きました。

なかなか担当の方とのお話しの経過が芳しくなく、結論を案じていました。

しかし今回の決定を知ってとても嬉しく思っています。

今回の貴町のご判断は、高齢者介護に携わる多くの人々と身体が不自由になっても家で暮らしたいと願う高齢者、そしてその家族にとって希望の灯りとなったと思います。

前川様が進める町政は町民の切実な要求を大きな後ろ盾として生まれたものです。

その前川町政がこの件でも町民の願いにきちんと答えて頂けたものだとう理解しております。

わたしどもは貴町の示した、その勇気と誠実さを多くの人たちと共有していきたいと考えております。

もうすぐ「きょうと福祉倶楽部だより」の最新号も発行致します。この紙面には大山崎町のご判断を掲載し、多くの人たちにその決断をお伝えしたいと思います。

まずは御礼かたがたご挨拶まで。

敬具